

## 岬町まちづくり交流館の利用について

### 1 目的

地域おこし協力隊の事務所として使用している「岬町まちづくり交流館」（以下「交流館」という。）において、貸館事業やシェアキッチンとして活用することで場の活用を図り、町内外の人たちの交流の場、町内外からスタートアップに取り組む人材が集まる本町の生業づくりの拠点とすることを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1) 貸館事業

##### ア 事業内容

- ・交流館2階の和室の貸出しを行い、地域住民や町外からの希望者に利用いただく。
- ・貸出しに当たっては、各種講座やイベントの開催、物販、ギャラリーなど特定の個人のみ利用とならない事業を対象とする。

##### イ 利用日

- ・地域おこし協力隊との協議により決定する。

##### ウ 利用時間

午前9時～午後9時

（上記以外の時間帯でも地域おこし協力隊との協議により可とする場合がある。）

##### エ 利用料金

上記事業の実施に係る光熱水費や賃借料など必要な経費を賄うため、利用料金を徴収する。利用料金は、1時間250円とする。

#### (2) シェアキッチン

##### ア 事業内容

- ・交流館1階のキッチン及び空きスペースをシェアキッチンとして貸出しを行い、飲食店の開業を検討している者やイベント、講座を開催する地域住民等に利用いただく。
- ・貸出しに当たっては、特定の個人のみ利用とならない事業を対象とする。

##### イ 利用日

地域おこし協力隊との協議により決定する。

##### ウ 利用時間

午前9時～午後9時

（上記以外の時間帯でも地域おこし協力隊との協議により可とする場合がある。）

##### エ 利用料金

上記事業の実施に係る光熱水費や賃借料など必要な経費を賄うため、利用料金を徴収する。

##### a 飲食店開業予定者

地域おこし協力隊と連携し、飲食店の開業に向け、試験的に営業を行う。

1日 2, 500円（午前9時～午後9時）

半日 1, 500円（午前9時～午後3時、午後3時～午後9時）

1時間 250円

※ 定期的に利用する場合は以下のとおり。

(半日) 午前9時～午後3時又は午後3時～午後9時

利用頻度	月額利用料金
週1回利用	5,000円
週2回利用	8,000円
週3回利用	11,000円
週4回利用	14,000円
週5回利用	17,000円

#### b イベントでの利用者

食に関する講座や町内外の人たちが交流できるイベントを開催する。

1時間 250円

### 3 運営方法

貸館事業やシェアキッチンの運営は、地域おこし協力隊が行うものとする。

#### (1) 利用の流れ

交流館の利用の流れは、以下のとおりとする。

##### ① 申請書の提出

交流館の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、地域おこし協力隊に対し、利用希望日時や利用内容を記載した申請書を作成し、提出する。

##### ② 内容の確認

地域おこし協力隊は、利用希望者から提出された申請書の内容を確認の上、町に報告し、承認を受けるものとする。

##### ③ 利用許可

地域おこし協力隊は、上記②の確認及び報告で交流館の利用に支障がないと認められた場合は、利用許可書を利用希望者に発行するとともに、交流館利用状況表に利用日時を記載する。

なお、以下に該当するときは、交流館の利用を許可しないものとする。

- a 近隣住民に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- b 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- c 施設や設備を汚損、破損及び滅失するおそれがあるとき。
- d 利用料の支払いが滞ったとき。
- e 過失により食中毒を発生させたとき。
- f 地域住民の方、他の利用者等を誹謗・中傷したとき。
- g その他、利用させることが不適切と認めるとき。

##### ④ 利用料金

交流館の利用許可を得て利用する者（以下「利用者」という。）は、交流館の利用に当たり、利用料金を支払うものとし、その収受は、地域おこし協力隊が行うものとする。

なお、支払いを受けた利用料金は、地域おこし協力隊が管理し、定期的に町に納入する。

#### ⑤ 利用者の責務

- a 利用中の施設の管理、秩序維持、盗難防止、事故防止等は利用者が責任を持って行うものとする。
- b 利用中に発生した事故については、利用者のみならず、他の関係者等の行為であっても、全て利用者の責任とする。
- c 利用者は、建物又はその内外の施設及び備品等を破損、汚損、紛失等により町や第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- d 食材、調味料、消耗品等の食材、備品等は全て利用者が用意するものとする。また、利用者が持ち込んだ食材、備品等は利用終了後、持ち帰ることとする。
- e 利用者は利用終了後、必ず清掃を行い、利用前の状態に原状回復するものとする。ごみ等についても利用者が持ち帰り、責任を持って処分するものとする。

#### ⑥ 免責

利用に伴う事故及び物品等の盗難・破損事故、食中毒など全ての事故及びトラブルについては、町は一切の責任を負わない。

#### (2) 利用料金の取扱い

上記(1)④の利用料金については、町の歳入とし、交流館の光熱水費や賃借料に充当するとともに、維持補修費に使用する。